

日野町告示第138号

下記の書類は、宛先人の所在が不明なため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達をします。

なお、この書類は日野町役場税務課において保管し、申し出があればいつでも交付します。

令和 8年 6月10日

日野町長 堀江 和博



記

文書の名称	氏名
地方税法第451条に基づく通知 令和8年度軽自動車税全期分	工藤 卓也 DOS REIS MARUYAMA HERMINIA
注意	地方税法第20条の2第3項の規定により、告示のあった日から起算して7日を経過したときは書類の送達があったものとみなされます。